



被災地域の業者のフリをした

海産物の 勧誘電話や 送り付け商法



事例

携帯電話に水産業者を名乗る人物から「以前能登半島地震の際にも送らせてもらったことがあるので、今回も代引き(12,000円)で海産物を送ります」と電話があった。

■ 親切心に付け込んだ勧誘電話

被災地域等の事業者のフリをした人物から「収入が減って困っている」や「以前購入してもらったことがある」と、消費者の親切心や同情心などに付け込んだ勧誘電話がかかってきたという事例があります。実際に送られてきた商品は値段に見合わないものであったり、断ったのに商品が届いた、などの相談もあるため、勧誘電話や送り付け商法^(※)には気を付けましょう。

(※) 頼んでいない商品を送り付け、一方的に料金を請求する悪質商法。

✍️ アドバイス

- ① 少しでもおかしいと感じたらきっぱりと断る。
- ② 頼んだ覚えのない代引配達は受け取ったり、支払わない。
- ③ 注文や契約をしていないにも関わらず一方的に送り付けられた商品であれば、受け取った後に処分してしまっても問題ありません。
- ④ 電話勧誘で商品の購入に同意してしまった場合でも、書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフができる可能性があります。
- ⑤ トラブルになった際は消費生活センターにご相談ください。

ネットで探した ロードサービス トラブルに注意



事例

外出先で車のバッテリーが上がりに、動かなくなったためインターネットで調べたロードサービスに出張修理を依頼した。「バッテリー1,980円～」という表示を見て申し込んだが、修理後に高額な料金を請求された。

アドバイス

- ① 日頃から自分が契約している保険の内容をよく確認する。
- ② 自動車が故障した場合、まずは自分が契約している損害保険会社や保険代理店に問い合わせ、電話が繋がらない際も慌てず、少し時間をおいてから改めて連絡する。
- ③ ロードサービスを依頼する際は、広告やサイトの表示を鵜呑みにせず、契約内容や料金、現場に来てもらった際のキャンセル料の有無について事前に確認する。
- ④ 事前にされた説明と異なる料金を請求されたり、作業内容に納得ができない場合は、作業後であってもきちんとした説明を求める。 場合によってはクーリング・オフができる可能性もあります。

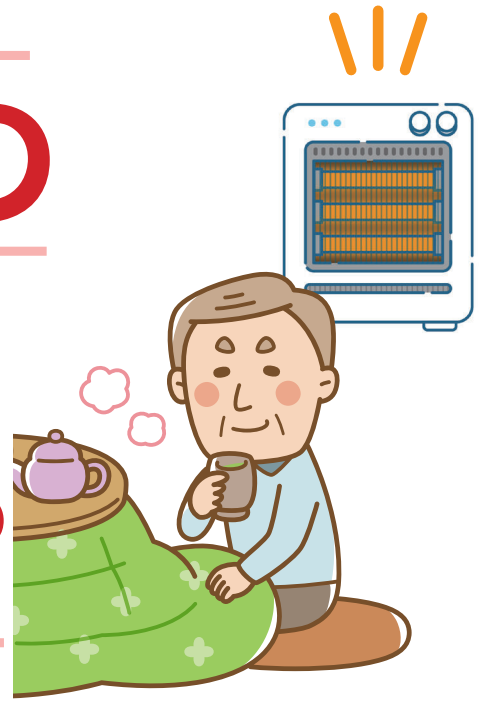
※ 注意ハイブリッド車の場合

バッテリーが上がった際、救援車を呼びケーブルでバッテリー同士をつないでもらう、という考えが浮かぶ人もいるのではないのでしょうか？

しかしハイブリッド車の場合、ガソリン車のようにケーブルでつなぐことができません。ハイブリッド車同士、またはハイブリッド車とガソリン車のバッテリーをケーブルで繋いしまうと、片方もしくは両方の電気系統が故障してしまいます。

※事業者によって取扱説明書の書き方には差があるため、**自分の車の取扱説明書を事前によく確認**しておきましょう。

お使いの製品、 リコール対象の 製品では ありませんか？



リコール※1の事例

- 電気ストーブの強弱切り替えに使用されているダイオードの不良により焼損し、回収。
- DIYのお店が販売したこたつが、電気用品安全法に定める義務を果たしておらず、製品が焼損し、火災が発生したため回収及び返金を実施。

※1 リコールとは

製品などに何らかの欠陥や不具合があり、安全上問題が生じる可能性がある場合に、事業者が製品を回収、修理などを行うことをリコールと言います。

リコール対象製品を使用し続けると、火災やケガなどの事故につながる危険性があるため、リコール対象製品には注意が必要です。

アドバイス

- ①リコール対象製品を使用している場合、使用をすぐに中止し、メーカーや販売店などの事業者に連絡する。
- ②リコール情報サイト※2 やお使いの製品の所有者登録サービスなどを利用し、安全情報を確認する。

■ 事故を起こさないために

製品事故は使用者に原因がある場合もあります。事故を起こさないために、製品を使用する際は取扱説明書をよく確認し、定期的に手入れをする等、正しく使用しましょう。

※2 消費者庁「リコール情報サイト」はこちら



0120から 始まる電話



事例

0120の発信者番号で電話がかかってくる。一度も出たことはないが、着信履歴が残るので気味が悪い。

0120から始まる電話

0120から始まる電話は「フリーダイヤル」と言われており、通話料は掛かりません。企業への問合せや商品のサポートなどで利用することが多いですが、**勧誘や詐欺の手口として使用されることもあります。**

知らない番号には出ない

自分が問い合わせた企業や、やり取りをした企業の番号なら出るべきですが、**「知らない番号だけど何か大切な連絡かも」と安易に電話に出るのはやめましょう。**

勧誘電話等に出してしまうと、知らない番号でも電話に出る人だと認識されてしまいます。思い当たることがない場合は、**留守番電話で対応することをお勧めします。**

着信履歴の電話番号を検索する

知らない番号の場合、**インターネットで電話番号を検索しましょう。**電話主が正規の企業か、単なる勧誘・迷惑電話、または詐欺の電話なのか分かる可能性があります。折り返し電話をする必要があれば、相手側の**正しい電話番号をしっかりと確認してからかけ直す**ようにしましょう。また、必要がなければ着信拒否設定にする等、上手に対処しましょう。

悪質商法や契約トラブルなど、 消費生活に関する相談は神戸市消費生活センターへ

電話相談

消費者
ホットライン **188**

平日：9:00～17:00（平日は078-371-1221でもつながります）
土日祝：10:00～16:00（（独）国民生活センターにつながります。12/29～1/3除く）

オンライン 相談

神戸市消費生活センターホームページの相談入力フォームより。初回のみ受付。
引き続き相談をご希望の場合は、電話で伺います。

来訪相談は事前予約制。まずは電話にて相談を伺いますので、
来訪日時を相談員と決定してください。
神戸市中央区橋通3-4-1 神戸市立総合福祉センター5階
平日：9:00～16:30（12/29～1/3除く）

消費生活センター
ホームページ



よくある相談事例
やトラブル情報は
こちらをチェック

オンライン相談



ホームページから
オンラインで相談